

目 次

一頁 … 会長ご挨拶、第一税理士  
協議会とは

二頁 … 税理士法改正に関する意  
見案に対しての反対意見



発行所  
第一税理士協議会  
京都千代田区九段南4-4-1  
102-8264 公認会計士会館  
電話 03(5226)3364  
行人 小島 昇

第一税理士協議会（以下、当協議会という）では、副会長をさせていただいておりました  
が、本年六月の定期総会におきまして会長に就任いたしました小島と申します。よろしくお願い申し上げます。  
この機会に、当協議会の意義と活動について述べさせていただきたいと思います。

当協議会は、昭和十四年に発足以来、税理士登録している公認会計士業務の調和と発展を図つてまいりました。幸い、諸先輩のご努力により税理士会の中でしっかりとした存在感を表しております。

しかしながら、公認会計士である税理士の抱える問題は残念ながらまだ多く残されており、これを解決するため、下記の施策が重

要であると考えております。

一 東京税理士会、東京地方税理士会、関東信越税理士会、千葉県税理士会の税理士のうち、公認会計士の資格を兼ねる会員は四千名を超えていますが、その団結が重要です。そのため、上記税理士会以外の会員とも連携しながら会員募集活動に力を入れたいと思います。

二 日税連では、税理士法改正案として、隣接職種に対する能力担保措置として公認会計士、弁護士に一部科目試験合格を義務付けることを提案しています。これは、われわれにとってまつたく受け入れられないことであり、全力を挙げてこの項目の税理士法改正案からの削除を要求いたします。

三 現在、CPE単位は

は共通化されていません。これを早急に共通化させるべきと考えます。

## 税理士注

日税連は、「弁護士公認会計士に対しても、能力担保措置として、弁護士は会計学に関する一科目に、公認会計士は税法に属する一科目に合格することを原則とする。」ことを、税理士法改正に関する意見に掲載しています。この意見は、次の理由から、税理士会の立場からしても容認できないものです。

① 税理士は、わが国唯一の税務に関する専門家として納税者の信頼に応えることを使命としています。すなはち、税務に関する相談等は税理士しか認められておらず、そのため納税者にとつては身近に相談にあつて、気軽に相談

法改正問題

できる税理士でなければならぬにもかかわらず、無用にその人數を絞るような規制強化の改正は、利用者（純税者）の税理士に対する信頼を傷つけることになります。

② 公認会計士はその資格試験において租税法の合格を義務付け、その難易度においても税理士試験に劣るものではありません。また合格後の実務補修制度でもかなりの時間の租税法の研修および修習試験を義務付けています。したがつて、改正案はその論拠を欠いています。

③ 税理士会にとって業界問題に発展しかねない改正項目を持ち山本

税理士法改正問題

第一税理士協議会（以下、当協議会といふ）では、副会長をさせて一 東京税理士会、東要であると考えております。

は共通化されていません。これを早急に共通化させるべきと考えます。

---

れわれにとつて極めて大きな問題です。そこでこの問題について少し考えてみましよう。

昇  
和しようとも無用の混乱になりかねないのでは、一般的の税理士ではないのである。

両資格が融通する業務を記する。このようにして、税理士は受益権を無視しないで、はこのようないしむることを招くことにはなりません。一はないでしょ。

ことを含む)ことを明  
こととなるでし  
このような応酬  
者である納税者  
したものであり、  
に対する信頼を  
ことになりかね

日本税理士会連合会が取り纏めた「税理士法改正に関する意見（案）」に対して、日本公認会計士協会は九月八日に日税連へ意見書を提出した。この意見書の全文は、日本公認会計士協会のウェブサイトに公開されており、一方、CPA政連ニュース（第三五一号）でも反対意見を紹介している。

また、日本公認会計士協会東京会の東京CPAニュース（第

## 『第一税理士協議会とは』

第一税理士協議会は、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。

当協議会は、昭和44年3月に設立（当初は第一東京税務研究会と称し、昭和50年6月の定時総会において会則を変更して正式会名を第一税理士協議会と改称）され、設立当初より「公認会計士は公認会計士の名称をもって当然に税務業務ができるように法改正に努力する」を念頭に税理士登録をしている公認会計士の団体として、歩調を同じくする近畿税務研究会（近畿3会で税理士登録をしている公認会計士の団体）と呼応して商法改正問題に取り組み、公認会計士たる税理士から職業会計人の社会的地位の向上を目指して活動して参りました。

また、東京税理士会の活力ある正常な運営を図るために「自由加入制の一局複数会制度の実現」に向けての活動も行って参りました。

今般の税理士法改正に関しても、公認会計士の一員として日本公認会計士協会の活動を支援すると共に、公認会計士たる税理士の立場から、公認会計士が当然に税務業務ができることの正当性をアピールして参ります。

一方、会員の資質向上を図るため、会員向けの研修会（日本公認会計士協会東京会の会員は参加可）を随時開催し、時宜に適ったテーマを取り上げて研修を行っております。

当協議会は、基本方針として次の5項目を掲げており、今後も公認会計士と税理士の共存共榮並びに職業会計人の社会的地位向上のために活動を続けて参ります。また、その推進のためにも志の同じ仲間を多数、会員として募っていく所存です。（第1回会員登録）

- 〈基本方針〉

  1. 税理士会における指導的立場の確立
  2. 公認会計士たる税理士の全国的組織の確立
  3. 自由加入の一局複数会制度の実現
  4. 公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開
  5. 会社法・税理士法改正問題に関する意見公表及び対策

することは、せつかく会計参与を実施し得ることとなつて両資格が融和しようというときには無用の混乱を招くことになりかねません。一般の税理士はこのような混乱を決して望んでいないのではないでありますか。

仮に、上記のように能力担保措置が付された場合、公認会計士業界では、公認会計士法においてドイツや韓国において同様に第二条（公認

会計士の業務) 第二項  
を改正し、税務に関する業務を含むことを記す  
ることとなるでしょう。  
よう。このような心理では受益者である納税者  
を無視したものであり  
税理士に対する信頼を損ねることになりかね  
ません。  
以下(三頁)に、口  
本公認会計士協会の章  
見を掲載しました。目  
非熟読をお勧めいたしま  
ます。

日本税理士意見（案）連へ意見書を士協会のウニユース（第六四三号）に紹介していく。第一税理士に支持するとして、会員の

士法改正に関する意見（案）について  
士会連合会が取り纏めた「税理士法改正に関する  
に対し、日本公認会計士協会は九月八日に日税  
を提出した。この意見書の全文は、日本公認会計  
エブサイトに公開されており、一方、CPA政連  
第三五一号）でも反対意見を紹介している。  
公認会計士協会東京会の東京CPAニュース（第  
においても、日税連へ提出した反対意見の概要を  
る。

# 公認会計士に税法科目の追加は必要ない

日税連は、「公認会計士が税理士となる際に、税法に属する科目に合格すること」を求めていました。

日本公認会計士協会は、これはまったく検討するに値しないものとして、反対意見を発表しました。

公認会計士はもちろん、関係団体にその内容をご理解いただきたく、ここに日本公認会計士協会の反対意見を紹介します。

## 日本公認会計士協会が反対意見を表明

### 日税連「税理士法改正に関する意見(案)」に対し、

### 日本公認会計士協会が反対意見を表明

**2. 税理士法制定時の趣旨に基づき公認会計士が税務の専門家であることの適格性**

昭和26年の税理士法制定に先立つて発表された第2次シャウブ報告では、「弁護士及び公認会計士は、現在及び将来を通じて、人物試験以外の試験を受けることなく、税務当局に対して納税者の代理権を有する者として、税理士法の規定による税理士試験に合格した者は、税理士としての資格を有する者として、税理士としての資格を有する者としては、まず弁護士、公認会計士が適当である」として、税理士試験に合格した者は、税理士としての資格を有する者としては、まず弁護士、公認会計士が適当であるとされています。

公認会計士は、財務書類の監査証明業務を中核業務とする会計監査の専門家である。税務業務は、会計領域と法的領域の接点にある実務であり、また、税務会計は会計領域の重要な一部分である。したがって、公認会計士は当然に税務業務の専門家であると認識され、それ故に、公認会計士試験においては從来から租税に関する科目の受験が必須とされている。

また、諸外国の例を見ても、税理士制度を有しない多くの先進諸国においては、公認会計士及び弁護士が税務業務の専門家であると認識され、税務業務を公認会計士と弁護士の業務として、それぞれの資格者を規制する法律において規定されている。

これらのこととは、公認会計士が当然に税務業務の専門家であると位置づけることの証左である。

意見(案)における提案は、税務業務の必然的な専門家であるとえ方及び国際的な趨勢に合致しないものであり、到底容認できない。

**3. 税理士法改正による税務業務の位置づけと公認会計士がその扱い手であることの相違性**

日本公認会計士協会(以下「協会」という)は、この提案に下記の理由から反対する。

公認会計士は、財務書類の監査証明業務を中核業務とする会計監査の専門家である。税務業務は、会計領域と法的領域の接点にある実務であり、また、税務会計は会計領域の重要な一部分である。したがって、公認会計士は当然に税務業務の専門家であると認識され、それ故に、公認会計士試験においては從来から租税に関する科目の受験が必須とされている。

また、諸外国の例を見ても、税理士制度を有しない多くの先進諸国においては、公認会計士及び弁護士が税務業務の専門家となつており、また、税理士制度を有しているドイツや韓国においても、税務業務を公認会計士と弁護士の業務として、それぞれの資格者を規制する法律において規定されている。

これらのこととは、公認会計士が当然に税務業務の専門家であると位置づけることの証左である。

意見(案)における提案は、税務業務の必然的な専門家であるとえ方及び国際的な趨勢に合致しないものであり、到底容認できない。

**4. 隣接職種の資格者に対する能力担保措置を講ずる必然性**

意見(案)における提案は、こうした税理士法制定以来の立法趣旨に反するものであり、到底容認できない。

意見(案)における提案は、こうした税理士法制定以来の立法趣旨に反するものであり、到底容認できない。

**5. 公認会計士が税務サービスを提供するに当たる資質の確認とその資質向上のための継続的な研修の実施**

税理士試験を合格した税理士は、合格した税法科目についてのみ税務サービスの提供が許されているわけではなく、すべての税務サービスを提供することができる。これは、専門家としての資質が一定水準以上であることが試験により確認され、その後の研修や実務を積むことによって、国民の期待する税務サービスの提供が可能であると考えられているからである。

公認会計士及び弁護士は、同様な意味において専門家としての資質について制度的に確認済みである。すなわち、公認会計士については、公認会計士試験において必須試験科目として租税法を受験し、また、公認会計士試験合格者は、監査法人等で監査実務の経験を積むとともに、協会が実施する実務補習において、相当な税務科目の研修を修了し、その成果が修了考査で確認されている。さらに、公認会計士には、法律に基づき、年間40時間の継続的専門研修が義務づけられており、その中で、法人税等の租税科目を受講し、改正税制にも適切に対応してきている。

意見(案)では、公認会計士及び弁護士に税理士試験の税法又は会計の科目のうち1科目の合格を求めていたが、このような能力担保措置を講ずることにより、どのような効果を期待しているのかは明らかにされていない。

国民が公認会計士及び弁護士に期待する税務サービスは、意見(案)で提案する能力担保措置による税法又は会計科目の合格科目に基づくサービスではなく、公認会計士及び弁護士として培った専門知識、実務経験に基づく税務サービスである。

意見(案)における提案は、税理士制度創設以来提供されてきたこのようなサービスが、社会において受け入れられている実態を考慮したものではなく、到底容認できない。

意見(案)における提案は、税理士制度創設以来提供されてきたこのようなサービスが、社会において受け入れられている実態を考慮したものではなく、到底容認できない。